

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年8月29日

株式会社ミモナ

代表取締役社長 池田 道夫

問合せ先： 取締役経営管理部 徳山 博

Tel 0736-25-6639

URL <https://mimona.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする地域及び取引先並びに従業員等すべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすためには企業価値の持続的な発展と成長が重要と考えております。そのために、常にコーポレート・ガバナンスの強化に努め、法令順守と透明性の高い経営を実行してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田 道夫	299,900	99.97
株式会社 DREAM REALITY	100	0.03

支配株主名	池田 道夫
-------	-------

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	5月
業種	卸売業／小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。具体的には、関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、更に、監査等委員会の監査対象とすることにより、適切な取引が行われているか監視しております。これにより、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は3名以内
定款上の取締役の任期	監査等委員でない取締役については1年、監査等委員である取締役については2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【監査等委員会関係】 委員構成及び議長の属性

全委員	常勤委員	社内取締役	社外取締役	委員長（議長）
3名	1名	0名	3名	社外取締役（常勤委員）

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

常勤の監査等委員を選任しており、当該監査等委員が中心となって内部監査部門と連携をとって監査を行う体制としております。なお、監査等委員会が求めた場合には、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を任命、配置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

下記2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載のとおりであります。

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	H	i	j	k	l	m
鳴瀧 英人	他の会社の出身者													
嘉村 哲	他の会社の出身者													
鈴木 智仁	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏 名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
鳴瀧 英人	○	—	—	長年にわたって培われた金融機関の実務及び上場企業での監査役の経験を有することから、当社の監査体制の強化に資するものとして招請したものであります。
嘉村 哲	○	—	—	内部監査及び内部統制に対する十分な実務経験を有しており、豊富で幅広い見識と知見を有していることから、当社の監査体制の強化に資するものとして招請したものであります。
鈴木 智仁	○	—	—	弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に資するものとして招請したものであります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	選任していない
---------	---------

その他独立役員に関する事項

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の別に報酬等の総額を開示しております。	
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額の決定は、株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の別にその限度額を決議し、各取締役の報酬額の決定は取締役会にて協議の上決定しております。

【社外取締役(監査等委員)のサポート体制】

社外取締役(監査等委員)に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コーポレート・ガバナンス体制の概要

a. 取締役会

当社の取締役会は、9名の取締役(うち監査等委員である取締役が3名)で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。取締役会は毎月必ず1回、その他必要に応じて随時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役3名(うち常勤委員1名)の監査等委員で組織され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者が含まれております。原則月1回開催し、監査等委員が当社及び子会社の業務及び財産の状況を調査するとともに、監査等委員会で審議、決議を行うなどして、取締役の職務執行を監査いたします。また、内部監査担当者や会計監査人とも連携することにより、三様監査の実効性を高めるよう努めています。

c. 内部監査

当社における内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として被監査部門から独立した専任の内部監査担当者が担当しており、被監査部門の業務が規程やマニュアルに準拠し、逸脱なく行われているかという観点から実施しております。その際には、業務の有効性及び効率性、法令遵守、財務報告の信頼性、資産の保全という統制目的の達成状況も勘案し、判断しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し内部監査報告書を提出するとともに、改善指示書を作成し被監査部門に改善・是正を指示する体制をとっており、改善・是正状況について後日フォローアップし確認しております。特に常勤の監査等委員とは年間監査計画の立案、毎月の実地監査遂行において、相互に監査結果等についての情報共有に努めております。

d. 会計監査

当社は清陵監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士は井上達也氏と中村健太郎の2名であり、継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。なお、同監査法人、当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員及びその補助者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

e. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする、またはあらかじめ定めた額とする旨を定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の限定となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に応じて、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記の体制が当社にとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を整備し、リスク及びコンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時・適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	金融商品取引法、東京証券取引所の規則に沿った情報提供を行い、ステークホルダーの皆様が正確な情報をいち早く入手できるよう、タイムリーな情報提供に努めます。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための当社グループの内部統制システムに関する基本方針及び整備の状況は、次のとおりです。	
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ①コンプライアンス規程を定め、役員・社員はこれに従って業務を執行する。 ②コンプライアンス管理責任者を設置し、コンプライアンスに関する重要な問題を審議する。 ③当社の社員、子会社の社員、社外の利害関係者も対象とした社内通報制度を設け、適切に運用する。なお、通報者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止する。 ④代表取締役社長直轄の内部監査は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従いこれらを保存、管理する。 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ①事業活動全般に係る個々のリスクについて、各規程に従いリスク管理体制を構築・運用する。 ②不測の事態が発生した場合には、各リスクに応じた所管部署が対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を構築・運用する。 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ①取締役会は、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、職務執行の状況を監督する。 ②経営効率を向上させるため、経営会議や部長会などの社内会議体を設け、その会議の目的に合わせた効率的な会議運営を行う。 ③取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 ①子会社の経営について、その自主性を尊重しつつ、定期的に事業内容の報告を受け、重要案件については、事前協議を行い、業	

務の適正を図る。

②子会社に対しても、リスク管理規程、コンプライアンス規程を適用して、子会社の役員・社員にもそれにしたがって業務を執行することを求める。

③代表取締役社長直轄の内部監査が、子会社に対しても職務執行状況を監査する。

④子会社が作成する経営計画について報告を受けるとともに、当社が保有する機能、資産を効率的に活用できるようにする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき使用人を必要に応じて置くこととするとともに、その職務を遂行するために十分な体制を構築する。

②監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令は受けない。

③監査等委員会の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査等委員会と協議して行う。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

①常勤監査等委員は、経営会議他の重要会議に出席し必要に応じて説明を求める。前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び社員に対して報告を求めることができる。なお、報告者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

②取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、企業倫理、法令遵守、リスク管理に関し、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、遅滞なく監査等委員会に報告する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長は、監査等委員と適宜会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思の疎通を図る。

②監査等委員は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

③監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

①反社会的勢力に対しては、経営管理部に情報を収集し対応する。

②反社会的勢力とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。

③警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力に関して連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定することにより、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。

V. その他

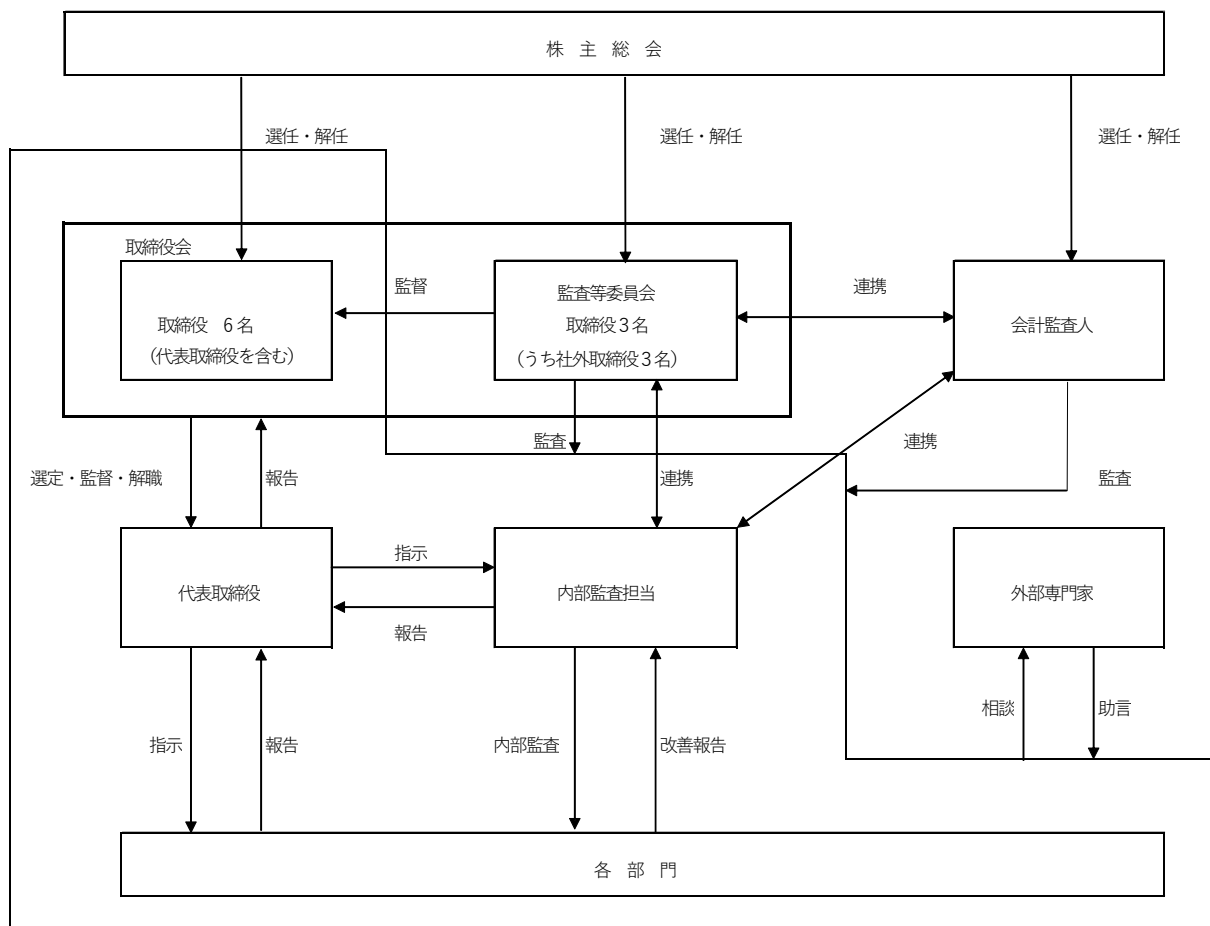
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	無し
---------	----

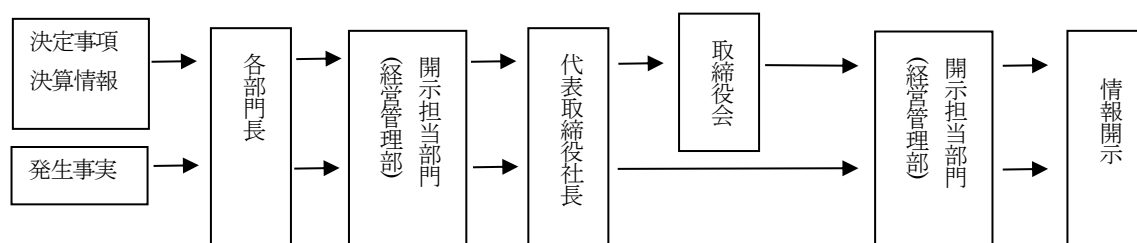
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上